議案第25号

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準条例の一部改正について

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例(平成25年松阪市条例第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準条例の一部を改正する条例

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例(平成25年松阪市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「第79条において同じ。」を削り、「指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正 前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6 項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83 号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型 医療施設」に改める。

第 10 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 11 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 91 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 32 条第 1 項中「事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサ

イトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第 42 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 42 条第 14 号中「第 12 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 13 号を第 15 号とし、第 10 号から第 12 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 44 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第 45 条第 1 項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併 設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲 げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一 敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基 準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。 以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条 第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同 じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 47 条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問 介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に 規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居 宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係 る職務を含む。) 若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支 接総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の 事業所、施設等の職務」に改める。

第 53 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 - 第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会の設置)

第 63 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 72 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 79 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように 努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う 体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届けなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指 定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感 染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」 に改める。

第 86 条中「及び第 61 条」を「、第 61 条及び第 63 条の 2」に改め、「及び第 59 条第 1 項」を削り、「同条」を「第 59 条」に改める。

第 91 条第 1 項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 改正後の第 32 条第 3 項(第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。) の規定は、この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。 (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第53条第3項の 規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよ う努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第63条の2(第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。